

第2 芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について

1. 国・県の動き

(1) ごみ処理の連携・協力の推進

環境省（以下「国」という。）は、令和6（2024）年3月29日付け「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要としている。

また、令和2（2020）年6月付け「広域化・集約化に係る手引き」では、ごみ処理施設の施設整備費にもスケールメリットが働くことが予想されるため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を1施設整備する方が、施設整備費の総額はより安価になると見込んでいる。

(2) 兵庫県内の連携・協力の現状

兵庫県においても、令和6（2024）年1月に、「兵庫県資源循環推進計画」が定められ、環境負荷の軽減や効率的な資源循環、強靱な一般廃棄物処理システムの確保などについて連携・協力を推進することが必要と述べられている。

2. 経緯

- ・令和5（2023）年9月に芦屋市から本市に対し、環境施策の連携について協議の申し入れがあり、「一般廃棄物処理施設の連携（広域連携）」を優先事項として協議を進めてきた。
- ・その中で、広域連携を行うことが、脱炭素・環境負荷の低減に繋がることを確認。
- ・芦屋市からは、パッカー車から大型車に積み替えるための中継施設を芦屋市内に整備することや、運搬先等について本市の計画に従うことについて意思が示された。
- ・本市としても、広域連携に意義が認められることから、これまでの検討状況について、処理施設周辺住民に説明し理解を求めるとともに、経費負担の考え方や災害発生時の対応、連携の手法等について、引き続き、協議することとした。
- ・以上の経緯等について、令和6（2024）年2月の福祉環境委員会で報告・説明。

3. 協議等の状況

- ・福祉環境委員会への報告後、芦屋市との広域連携について、処理施設周辺住民や企業、学校園に説明するなかで、市全体のごみ処理計画に合わせて3クリーンセンター全体で対応するとしながらも、実質的には、最も処理能力の高い港島クリーンセンターを主たる受け入れ先と考えていることを説明し概ね理解を得ており、引き続き丁寧な地元対応を実施する。
- ・現在、環境面における具体的効果の精査に加えて、経費負担の考え方を含む、財政効果について議論を行っている。

4. ごみ広域処理についての基本的な考え方

ごみ処理の広域連携によって効率的なエネルギー回収を行うことで、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するとともに、売電収入により、本市に財政効果をもたらす。

(1) 脱炭素・環境負荷低減

発電効率の高い神戸市の焼却炉においてごみを焼却することで、芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比較して約2倍の電力量（一般家庭の約3,200世帯分の年間消費電力量）の外部供給が可能となる。

この外部供給電力は、CO₂フリー電力とみなされ、温室効果ガスの排出抑制になる。

(2) 財政効果

ごみ焼却に伴う売電収入

5. 芦屋市からのごみ処理委託費の考え方

(1) ごみ処理単価

他都市の事例を参考に、以下を考慮してごみ処理単価を算出

- ① 人件費
- ② 物件費（保守点検費、薬品費、残さ運搬・処分費等）
- ③ 施設整備・維持補修費

(2) 委託料の算定

委託料は、上記の処理単価をもとに、本市で処理する全可燃ごみ量に対する芦屋市の処理量割合に応じ算定する。

6. 今後の進め方

今後、経費負担の考え方など、引き続き協議を行い、両市でパブリックコメント案を策定し手続きを進める。

なお、両市の協議検討過程は兵庫県に逐次情報を提供しており、引き続き三者で調整しながら進めていく。

広域処理開始までのスケジュール案

令和6（2024）年10月	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7（2025）年2月～	2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7（2025）年度～	芦屋市広域連携に必要な施設等の整備
令和12（2030）年度以降	広域処理開始